○社会福祉法人登米市社会福祉協議会
地域ささえあい事業実施要綱

平成３１年４月１日制定
令和　２年７月１日制定
令和　４年４月１日改正
令和　６年４月１日改正

（目　的）

第１条　この事業は、共同募金配分金を財源として、地域住民がこの地域で安心した生活が送れるよう、緊急時だけでなく平常時からお互いに支え合うまちづくりに資するとともに、セーフティネット事業の一環として実施するものとし、生活困窮者等の支援を推進することを目的とする。

（名称及び事務）

第２条 この事業は、「社会福祉法人登米市社会福祉協議会地域ささえあい事業」（以下「ささえあい事業」という。）と称し、事業運営及び事務処理等については社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うものとする。

（支援事業）

第３条　第１条の目的を達成するために、次の支援事業を行う。

（１）生活困窮者自立支援事業の対象世帯であって、生計中心者の失業等による求職活動中への支援（支援金）

（２）生活保護申請中の世帯等への保護費受給までの支援（支援金）

（３）地域支援事業等に取組む団体等への支援（支援金）

（４）本会会長（以下「会長」という。）が生活困窮と認めた世帯（支援金）

（５）災害等被災世帯に対する支援（見舞金等）、ただし、災害救助法適用の災害の場合を除く

（６）その他、目的達成に必要な支援

２　この事業の対象者は、登米市に住所を有する世帯及び拠点を置く団体等であり、その支援要件基準については、別表１のとおりとする。

３　支援を受けるには、別表１に記載の様式に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

４　地域ささえあい事業調査意見書（様式第１号－２）の記入にあたっては、民生委員・行政区長・福祉活動推進員等の協力を得て作成する。

５　会長は、申請を受理した場合は、その内容を精査した上で会長専決により、速やかにその可否について通知しなければならない。

６ 同条第１項（１）及び（５）、（６）の申請については、１会計年度につき１回のみとする。

７ 同条第１項（３）の支援については、内規として別に定める。

（金品の預託及び払出）

第４条　ささえあい事業に金品を預託しようとする者は、地域ささえあい事業預託申請書（様式第７号‐１）に必要事項を記入し、会長に申込むものとする。

２　ささえあい事業に預託された金品の払出しを受けようとする者は、地域ささえあい事業払出申請書（様式第７号‐２）に必要事項を記入し、会長に申込みするものとする。

３　会長は、預託を受けた金品は誠意をもって管理し、必要な諸帳簿を備え、管理状況を明確にしておかなければならない。

（１）地域ささえあい事業預託申請書（様式第７号‐１）

（２）地域ささえあい事業払出申請書（様式第７号‐２）

（３）預託払出台帳(様式第７号‐３）

（事業の周知）

第５条　この事業について、社協だより・支所だより及びホームページ等において、広く周知するものとする。

（報　告）

第６条　この事業の執行状況及び収支決算状況は、理事会、評議員会に報告するとともに、毎年度、本会広報誌等に掲載しなければならないものとする。

（会　計）

第７条　この事業の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３２年１月１日から適用することとし、平成３１年１２月３１日までの間は善意銀行運営事業により対応する。(元号については、新元号が決定後読替えるものとする。)

附　則

この要綱は、令和２年７月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

別表１（第３条第１項関係）

支給要件基準

<table>
<tr><th>要　件</th><th colspan="2">内　　容</th><th>支給金額</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>第３条
第１項（1）、（2）、（4）
※生活保護受給世帯は対象外</td><td colspan="2">(1) 生活困窮者自立支援事業の対象世帯であって、生計中心者の失業等による求職活動中への支援（支援金）
(2) 生活保護申請中の世帯等への保護費受給までの支援（支援金）
(4) 会長が生活困窮と認めた世帯</td><td>世帯割
10,000 円
人員割
5,000 円
上限
50,000 円</td><td>**(共通)様式第１号-1 申請書**
(共通)様式第１号-2 調査意見書
(1) ハローワーク等の求職票の写し（申請日から３か月以内のもの）
(2) 保護申請書の写し
(4) 関係機関の証明又は調書</td></tr>
<tr><td>第３条
第１項（3）</td><td colspan="2">地域支援事業等に取組む団体等への支援（支援金）</td><td>１団体
30,000 円</td><td>**・様式第２号申請書**
・事業計画書・予算書等
・様式第６号完了報告書</td></tr>
<tr><td rowspan="7">第３条
第１項（5）</td><td colspan="2">・住居及び事業所のみ
・災害救助法適用の場合は対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">火　災</td><td>全焼</td><td>20,000 円</td><td rowspan="2">**・様式第３号申請書**
・罹災証明書の写し（申請日から３か月以内のもの）または新聞記事(写)等</td></tr>
<tr><td>半焼</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地　震</td><td>全壊</td><td>20,000 円</td><td rowspan="5">**・様式第３号申請書**
・罹災証明書の写し（申請日から３か月以内のもの）または市への被災証明願(写)</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>15,000 円</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>水　害</td><td>床上浸水</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>第３条
第１項（6）</td><td colspan="2">・その他
・市民からの物品の預託及び払出（旧善意銀行の取扱い例による）</td><td></td><td>**・様式第７号-1 預託申請書**
・様式第７号-2 払出申請書</td></tr>
</table>